

経 営 戰 略

竹富町下水道事業経営戦略

団体名 : 竹富町

事業名 : 特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水事業

策定期日 : 令和 6 年 3 月

計画期間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	特定環境保全公共下水道事業(竹富処理区) 平成9年(27年) 農業集落排水事業(波照間地区) 平成14年(22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和6年4月1日開始予定)
処理区域内人口密度	特定環境保全公共下水道事業(竹富処理区) 12.9人/ha 農業集落排水事業(波照間地区) 6.5人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	特定環境保全公共下水道事業:1処理区(竹富処理区) 農業集落排水事業:1地区(波照間地区)		
処理場数	特定環境保全公共下水道事業:1処理場(竹富浄化センター) 農業集落排水事業:1処理場(波照間地区処理施設)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	-		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	【従量制】10m ³ までが基本使用料840円となり、超えた場合は11~30m ³ までは1m ³ あたり90円、31m ³ 以上は1m ³ あたり100円が加算される。		
業務用使用料体系の概要・考え方	【従量制】10m ³ までが基本使用料1,120円となり、超えた場合は11~20m ³ までは1m ³ あたり110円、21~30m ³ までは1m ³ あたり120円、31m ³ 以上は1m ³ あたり130円が加算される。		
その他の使用料体系の概要・考え方	-		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	令和5年度 1,740 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和4年度 2,280 円
※過去3年度分を記載	令和4年度 1,740 円	令和3年度 ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,440 円
	令和3年度 1,740 円	令和2年度 ※過去3年度分を記載	令和2年度 2,340 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	1人 (下水道担当職員)
事 業 運 営 組 織	上下水道課の職員は8人（課長・契約社員を含む）だが、下水道事業に従事しているのは下水道係の職員1人である。上下水道課職員の詳細な内訳は課長1人、上水道係4人、下水道係1人、収納係3人となっており、下水道係の職員は特定環境保全公共下水道（竹富処理区）と農業集落排水事業（波照間地区）の業務に加えて、上下水道全般の業務にも従事している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理、汚泥処理、電気計装設備保守点検業務等を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	実施なし。
	ウ PPP・PFI	実施なし。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施なし。（乾燥汚泥（天日乾燥）を搬出し、緑農地還元を行っているが、販売等は行っておらず収入増につながる取り組みではない）
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

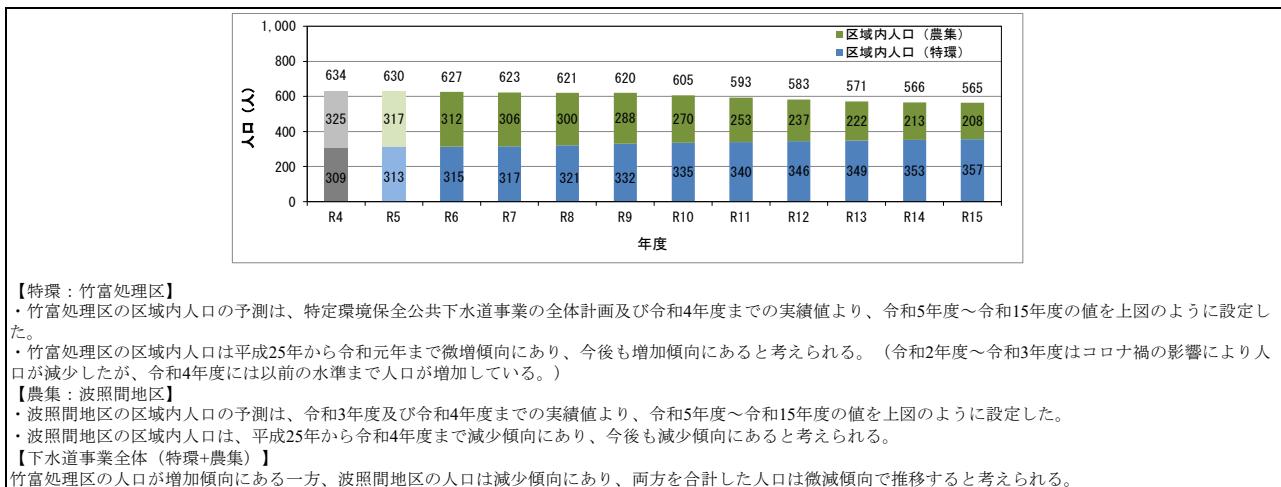
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）による経営比較分析表）を添付すること。

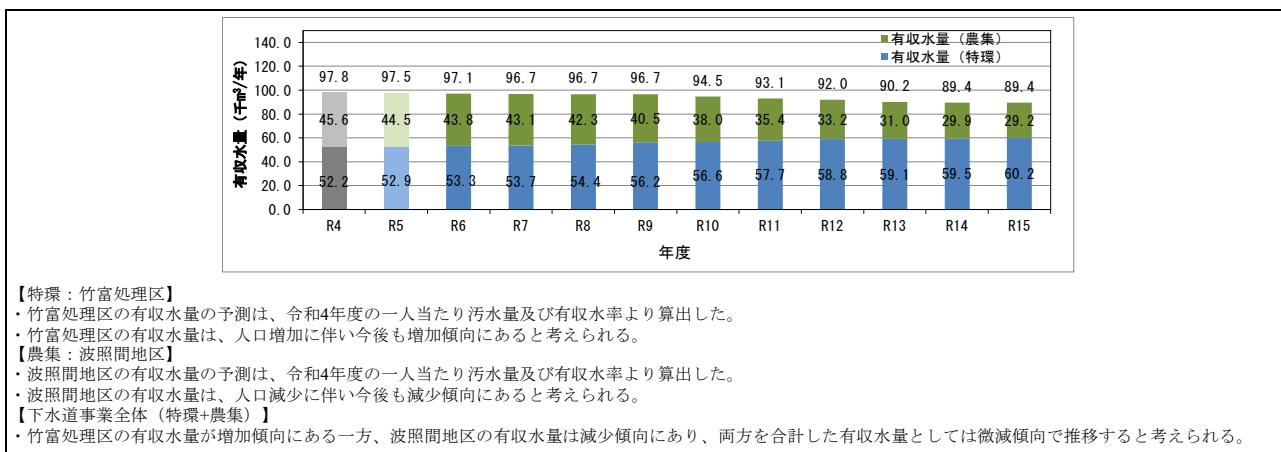
令和5年度に策定及び公表した「経営比較分析表」（令和4年度決算）を添付する。
--

2. 将来の事業環境

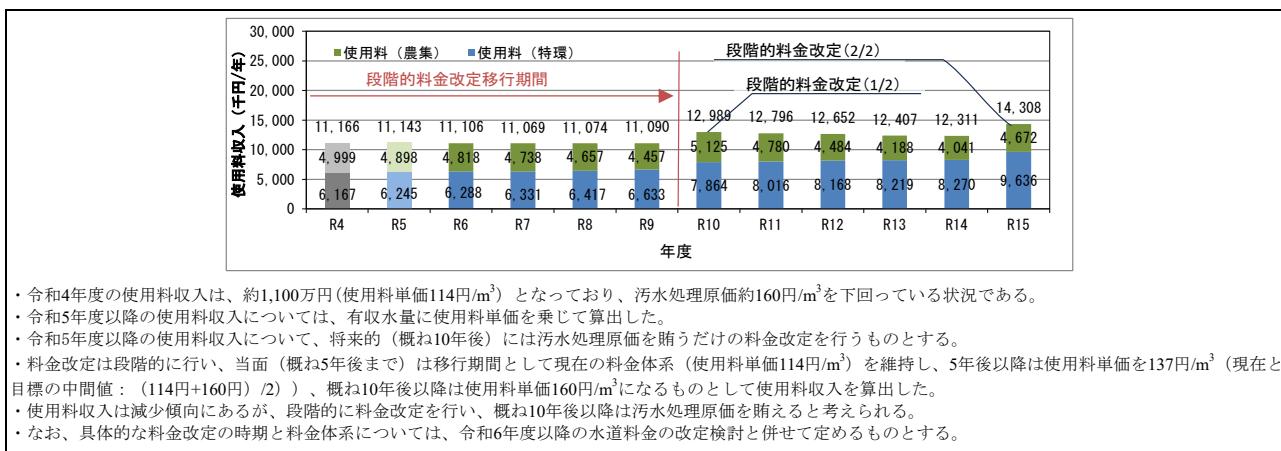
(1) 处理区域内人口の予測



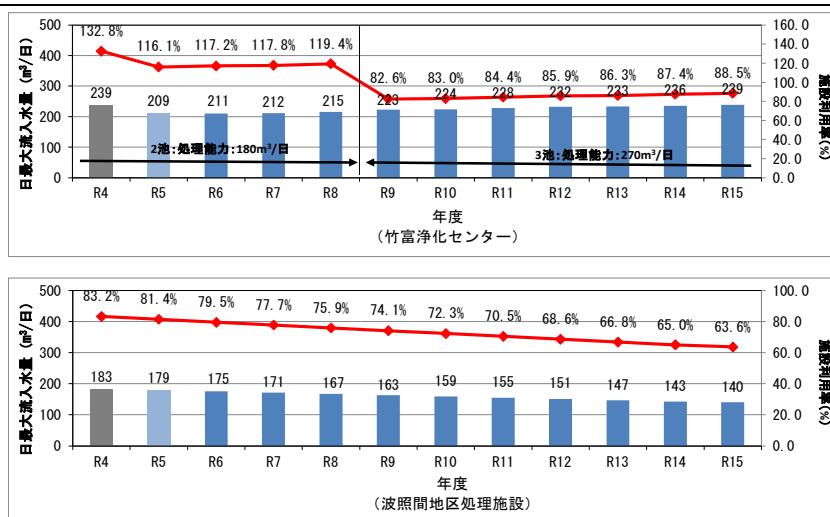
(2) 有収水量の予測



(3) 使用料収入の見通し



(4) 施設の見通し



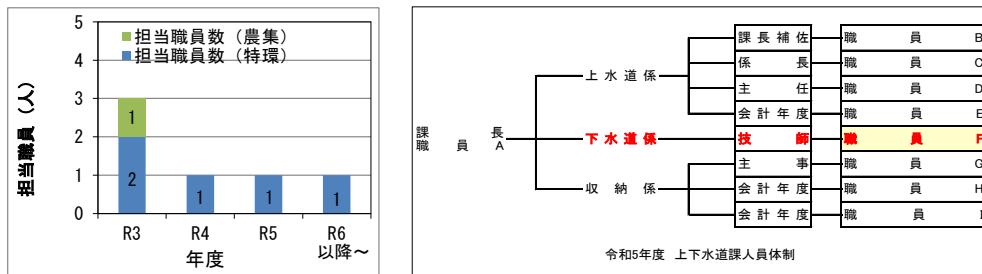
【竹富処理区】

- 竹富処理区の日最大汚水量は、令和4年度に239m³/日を記録しており、既に処理場の処理能力（180m³）を超えており。R5年度以降については、全体計画に基づき日平均0.75：日最大1.00として将来の日最大汚水量を推定したが、いずれも処理能力（180m³）を超えている状況である。
- 令和8年度までに処理施設の増設を行い、令和9年度以降の処理場の処理能力は270m³/日となる計画である。増設後の施設利用率は82.6%～88.5%となると推定されるため、施設能力を十分に利用できているため、当面施設のダウンサイジングは行う必要はないと考えられる。
- なお、竹富処理区は、供用開始から27年が経過しており、耐用年数が15年の竹富浄化センターの機械電気設備等については令和4年度までに修繕改築工事を終えている。一方、管路施設については耐用年数（50年）であるため、当面大きな修繕・改築工事はないものと考えている。

【農集：波照間地区】

- 波照間地区の日最大汚水量は、令和4年度に183m³/日となっており、処理施設の処理能力（220m³）の約83.2%となっている。R5年度以降については、農業集落排水の事業計画に基づき日平均0.90：日最大1.00として将来の日最大汚水量を推定した。
- 人口減少に伴い、日最大汚水量及び施設利用率は減少が続くと予想される。当面は現在の施設規模で運転管理を行うが、今後、改築更新に併せて施設のダウンサイジング（施設規模の適正化）を行う必要が生じると考えられる。

(5) 組織の見通し



- 竹富町の特環および農集の組織体制としては、令和3年までは農集担当1人、特環担当2人であった。令和4年以降は町の財政状況等から組織体制の見直しがあり、特環・農集を上下水道課の職員1人が担当している。令和6年度以降もこの組織体制で継続していく計画である。
- 上下水道課の職員は8人（課長・契約社員を含む）であるが、下水道事業に従事しているのは下水道係の職員1人である。職員の詳細な内訳は課長1人、上水道係4人、下水道係1人、収納係3人となっており、下水道係の職員は特定環境保全公共（竹富処理区）に加えて、農業集落排水（波照間地区）の業務も行っている他、上下水道全般の業務に従事している。

3. 経営の基本方針

【基本方針】

- ①下水道サービスの安定的な提供
- ②下水道経営基盤の強化

下水道事業は、使用料収入の他に一般会計からの繰入れや起債などにより賄われている。今後、町の財政状況は厳しい状況が続くと考えられ、独立採算が強く求められている状況にある。このような状況においても下水道サービスの安定的な提供を図るために、運転管理面と併せて、財政面からも経営基盤の強化を図るものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・下水道サービスの安定的な提供を行うため、各施設の効率的な修繕改築を行い機能維持に努める他、流入水量が増加する竹富浄化センターの1池増設を行う。 ・令和6年度～令和15年度の10年間において、約11億円程度の経費の投資を行う。（別紙「投資財政計画」参照）
-----	--

【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・竹富浄化センターの1池増設工事
- ・竹富浄化センターの自家発設備、天日乾燥床の整備
- ・竹富処理区の修繕及び改築に関する工事
- ・波照間地区の修繕及び改築に関する工事

【広域化・共同化・最適化に関する事項】

- ・特になし

【投資の平準化に関する事項】

- ・ストックマネジメント計画や長寿命化計画を策定し、修繕改築費の平準化を行う。

【民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）】

- ・民間委託を活用し、効率的な運転管理を行う。

【防災・安全対策に関する事項】

- ・特になし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・下水道経営基盤の強化を行うため、引き続き効率的かつ効果的な事業運営に努めると共に、使用料の適正化を図る必要がある事から、使用料の見直しを行う。 ・使用料の見直しについては、段階的な料金改定を行い将来的には汚水処理原価を賄うだけの使用料収入を行う。
-----	---

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・使用料収入は、将来的（概ね10年後）には汚水処理原価を賄うだけの料金改定を行うものとする。
- ・料金改定により、使用料収入は将来的（概ね10年後）には1,400万円/年程度となると予測される。
- ・料金改定は段階的に行い、当面（概ね5年後まで）は移行期間として現在の料金体系（使用料単価114円/m³）、5年後以降は使用料単価を137円/m³（現在と目標の中間値：（114円+160円）/2）を維持し、概ね10年後以降は使用料単価160円/m³になるものとして使用料収入を設定した。

【企業債・繰入金に関する事項】

- ・事業の一部を企業債で賄う。
- ・使用料の増収を図り、一般会計繰入金の削減に務める。

【資産の有効活用に関する事項】

- ・特になし。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間の活力の活用に関する事項】

- ・町の担当職員は最小限の人員とし、民間委託を活用した効率的な運転管理に務める。

【職員給与費に関する事項】

- ・令和4年度に組織体制の見直しを行い、現在は下水道係の職員1人が特環・農集の事業執行を行っている。
- ・今後も本組織体制を継続するものとする。

【動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項】

- ・動力費等を含めた汚水処理原価は160円/m³程度となっており、類似他団体と比べると安価で経済的な運転管理が行えている。今後も経済的な運転管理を継続するものとする。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・当面予定なし
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画や長寿命化計画を策定し、修繕改築費の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・町の担当職員は最小限の人員としているため、民間委託を活用した効率的な運転管理に務める。
その他の取組	・竹富処理区について、今後さらなる人口や汚水量の増加がある場合は、処理場の機能増強の可能性について検討する可能性がある。 ・波照間地区については、今後の改築更新などに併せて、施設規模の適正化（ダウンサイ징）等の必要性について検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・将来的（概ね10年後）に汚水処理原価を賄うだけの使用料徴収を目指すが、最終的には事業の費用全体を賄う独立採算を目指し、経営のさらなる効率化および料金改定を行う。
資産活用による収入増加の取組について	・当面予定なし
その他の取組	・当面予定なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・町の担当職員は最小限の人員としているため、民間委託を活用した効率的な運転管理に務める。
職員給与費に関する事項	・令和4年度に組織体制を見直し、現在は下水道係の職員1人で特環・農集の事業執行を行い、事業の効率化を図っている。今後も本組織体制を継続するものとする。
動力費に関する事項	・特になし
薬品費に関する事項	・特になし
修繕費に関する事項	・日常点検を徹底し、修繕改築を適切に行い、中長期的なコスト削減に務める。
委託費に関する事項	・事業運営を維持できる範囲で、コスト削減に努める。
その他の取組	・特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・計画と実績の比較を行い、計画との乖離が内か検証し、3～5年を経過した時点で見直しを行う。 ・計画と大きな乖離が生じた場合は、その原因を分析し経営戦略の見直しに反映させる。
---------------------	---

**投資・財政計画
(収支計画)**

(単位:千円、%)

区分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算) 〔見込〕	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度
		年	度				年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	37,722	37,182	13,734	13,734	13,734	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	15,421	
	(1) 営 業 収 益 (B)	11,286	11,216	11,143	11,106	11,069	11,074	11,090	12,989	12,796	12,652	12,407	12,311	14,308		
	ア 料 金 収 入	11,286	11,166	11,143	11,106	11,069	11,074	11,090	12,989	12,796	12,652	12,407	12,311	14,308		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	26,436	25,966	2,591	2,628	2,665	2,660	3,297	1,398	1,591	1,735	1,980	2,076	1,113		
	ア 他 会 計 繰 入 金	26,436	25,966	2,591	2,628	2,665	2,660	3,297	1,398	1,591	1,735	1,980	2,076	1,113		
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	27,573	33,911	14,680	14,857	15,122	15,412	16,112	16,144	16,043	15,930	15,842	15,873	15,879		
	(1) 営 業 費 用	26,522	32,881	13,734	13,734	13,734	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387		
収益的 支出	ア 職 員 給 与 費	6,238	8,409	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち 退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	20,284	24,472	13,734	13,734	13,734	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387	14,387		
	(2) 営 業 外 費 用	1,051	1,030	946	1,123	1,388	1,678	1,725	1,757	1,656	1,543	1,455	1,486	1,492		
	ア 支 払 利 息	1,051	1,030	946	1,123	1,388	1,678	1,725	1,757	1,656	1,543	1,455	1,486	1,492		
	うち 一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	10,149	3,271	△ 946	△ 1,123	△ 1,388	△ 1,678	△ 1,725	△ 1,757	△ 1,656	△ 1,543	△ 1,455	△ 1,486	△ 458		
	1 資 本 的 収 入 (F)	154,085	52,117	46,121	148,722	170,473	158,670	70,294	70,762	71,889	73,230	74,304	73,449	70,558		
	(1) 地 方 債 債	55,200	11,400	9,600	37,471	41,463	37,465	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900		
資本的 収入	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	21,089	12,187	22,121	21,722	29,473	28,670	19,294	19,762	20,889	22,230	23,304	22,449	19,558		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国(都道府県)補助金	77,796	28,530	14,400	89,529	99,537	92,535	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100		
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	156,628	53,541	45,175	147,599	169,085	156,992	68,569	69,005	70,233	71,687	72,849	71,963	70,100		
	(1) 建 設 改 良 費	147,982	45,054	37,031	139,700	155,100	143,000	56,100	56,100	56,100	56,100	56,100	56,100	56,100		
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的 支出	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	8,646	8,487	8,144	7,899	13,985	13,992	12,469	12,905	14,133	15,587	16,749	15,863	14,000		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 2,543	△ 1,424	946	1,123	1,388	1,678	1,725	1,757	1,656	1,543	1,455	1,486	458		
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	7,606	1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	積 立 金 (K)	0	7,813	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	8,057	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583		
	前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	15,663	9,617	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583		
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	実 質 収 支 黒 字 (P)	15,663	9,617	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583	15,583		
	(N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
○ 他会計繰入金	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	104	88	60	60	47	47	50	50	48	46	44	45	52		
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した(R)資金の不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	健全化法施行令第6条により算定した(T)資金の不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	健全化法施行規則第6条により規定する解消可能資金不足額(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模模範	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	健全化法第22条により算定した資金不足比率($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	地 方 債 残 高 (X)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(単位:千円)

区分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算) 〔見込〕	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度
		年	度				年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
収 益 的 収 支 分		26,436	25,966	2,591	2,628	2,665	2,660	3,297	1,398	1,591	1,735	1,980	2,076	1,113		
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,051	1,030	946	1,123	1,388	1,678	1,725	927	764	609	561	515	190		
資 本 的 収 支 分		21,089	12,187	22,121	21,722	29,473	28,670	19,294	19,762	20,889	22,230	23,304	22,449	19,558		
	うち 基 準 内 繰 入 金	8,646	8,487	8,144	7,899	13,985	13,992	12,469	12,905	14,133	15,587	16,749	15,863	14,000		
	うち 基 準 外 繰 入 金	12,443	3,700	13,977	13,823	15,488	14,678	6,825	6,857	6,756	6,643	6,555	6,586	5,558		
合 計		47,525	38,153	24,712	24,350	32,138	31,330	22,591	21,160	22,480	23,965	25,284	24,525	20,671		

経営比較分析表（令和4年度決算）

沖縄県 竹富町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	7.37	100.00	1,914

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,288	334.39	12.82
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
309	0.24	1,287.50

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
【】令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率(%)
84.04%と100%未満で、単年度収益は赤字であり。前年度と比べ施設等の老朽化に伴い、維持管理費及び地方債償還金も増加傾向にあることや一般会計から繰入金に依存しており、経営改善に向けた取り組みが必要である。

②累積欠損金比率(%)
改築更新に伴い起債借り入れが増加傾向にあり、地方債現在高が増加しております。今後償還能力改善に向けた料金水準の見直しを踏まえ、経営戦略を見直し検討していく。

③流動比率(%)
類似団体平均値より低い回収率であるため、適正な使用料収入の確保及び料金水準の見直しや汚水処理経費の削減に努めてまいります。

④企業債残高対事業規模比率(%)
類似団体平均値より高くなっています。離島の地理的条件から維持管理費用が増加傾向にあることから、料金水準の見直しを検討していく。

⑤経費回収率(%)
類似団体平均値と比較して高いため、観光シーズンにかけて(7月～8月)、一日処理能力以上の流入の余裕がないことから、処理能力向上させる水処理施設の一基増設工事を令和6年度に要望している。

⑥汚水処理原価(円)
100%となっており、汚水処理が適正に行われている一方で、使用料収入の増加がみられない。
改善するためには料金水準の向上を図る必要があります。

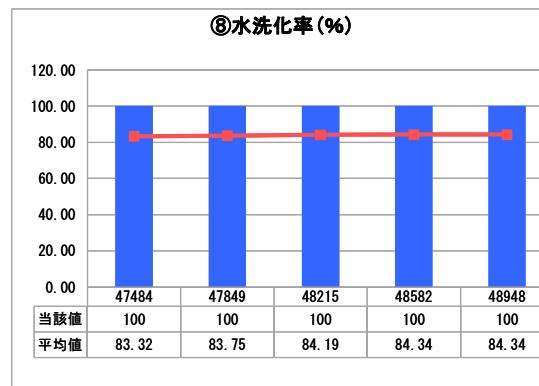
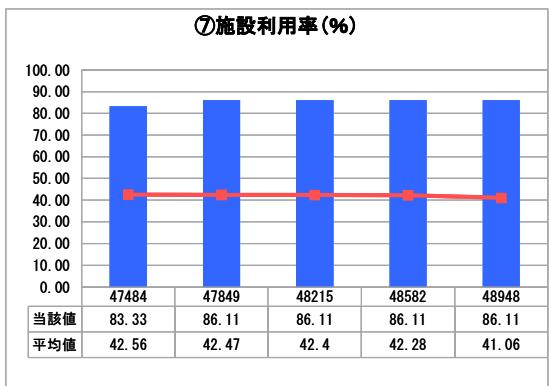
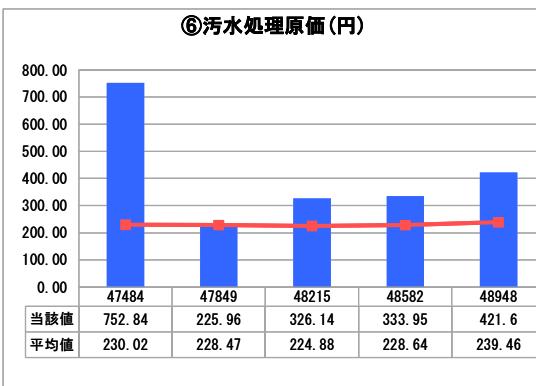
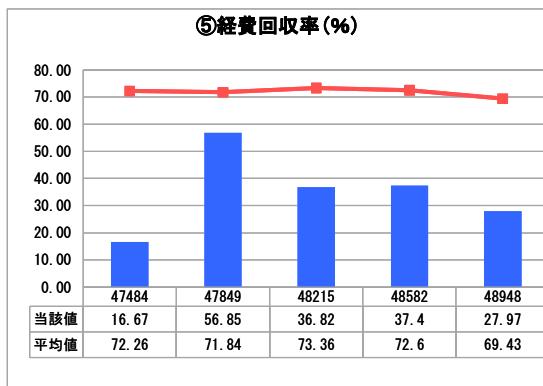
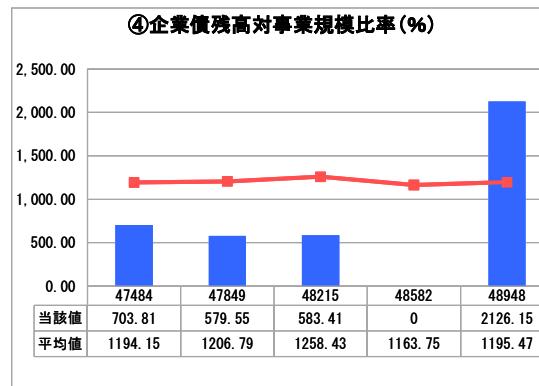
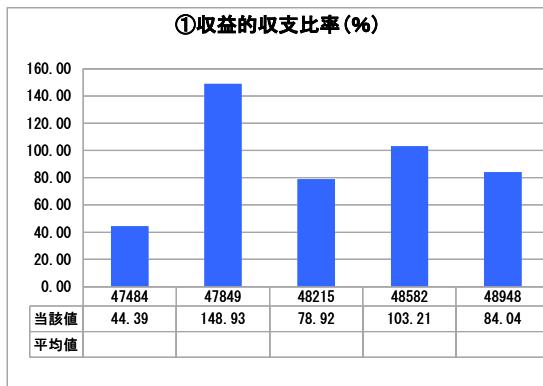
⑦施設利用率(%)
⑧水洗化率(%)
類似団体平均値よりも低くなっている。
今後の更新及び改築に向けて長寿命化計画策定や財源確保が必要である。

⑨老朽化の状況について
⑩管渠改善率(%)
管渠改善率については、更新時期をむかえていないこともあり、0%で推移しているため類似団体平均値よりも低くなっている。
今後の更新及び改築に向けて長寿命化計画策定や財源確保が必要である。

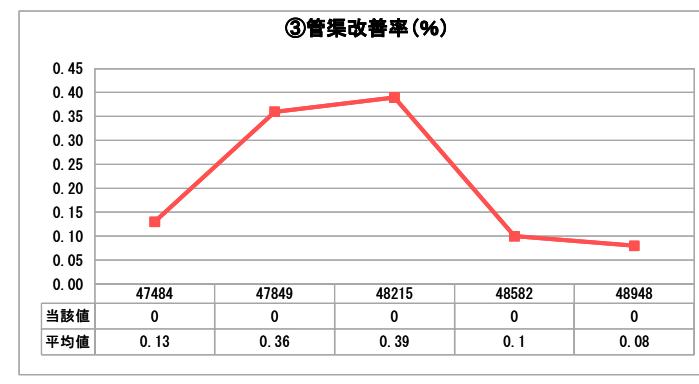
全体総括

竹富町特定環境保全公共下水道事業は、今後の汚水処理施設及び管渠等の更新に向けて、経営の健全化・効率性について経営戦略・事業計画等の見直しにも取り組む。
また、接続率が100%を推移しており、収益的収支比率の向上を図るために料金水準の見直しや汚水処理経費の削減に向け検討していく必要がある。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和4年度決算）

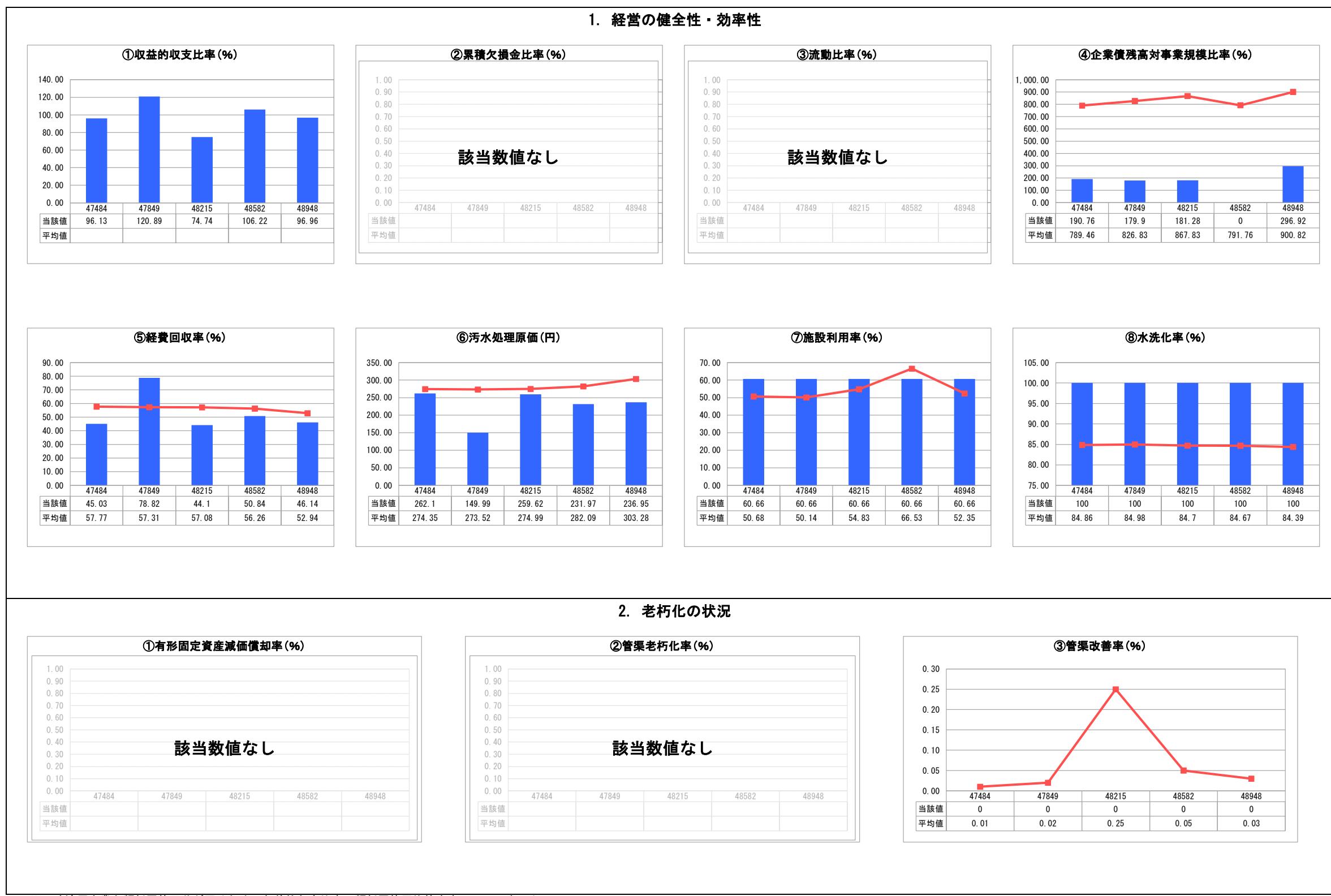
沖縄県 竹富町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	7.75	100.00	1,914

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,288	334.39	12.82
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
325	0.50	650.00

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】令和4年度全国平均



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
96.96%と100%未満であり、単年度収益は赤字であり、前年度と比べ施設等の老朽化に伴い、維持管理費及び地方債償還金も増加傾向にある。また、一般会計から基準外繰入金を繰り入れており、経営改善に向けた取り組みが必要である。

④企業債残高対事業規模比率
改修更新に伴い起債借り入れが増加傾向にあり、地方債現在高が増加しております。今後償還能力改善に向けた料金水準の見直しを踏まえ、経営戦略を見直し検討していく。

⑤経費回収率
類似団体平均値より低い回収率であるため、適正な使用料収入の確保及び料金改定の見直しや汚水処理経費の削減に努めてまいります。

⑥汚水処理原価
類似団体平均値より低くなっていますが、有水水量の増加させる取り組みや必要に応じた、投資の効率化に向けた取組が必要である。

⑦施設利用率
類似団体と比べ高い値であるが、季節による処理量の変動を鑑みると施設規模は適切である。

⑧水洗化率
100%となっており、汚水処理が適正に行われている一方で、使用料収入の増加がみられない傾向にある、改善として、料金水準の向上を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率について
管渠改善率については、更新時期をむかえていないこともあります。0%で推移しているため類似団体平均値よりも低くなっています。今後の更新及び改築に向けて事業計画や財源確保が必要である。

全体総括

竹富町農業集落排水事業は、今後の汚水処理施設及び管渠等の更新に向けて、経営の健全化・効率性について経営戦略・事業計画等の見直しにも取り組む。また、接続率が88%を推移しており、収益的収支比率の向上を図るために接続を推進する広報、料金水準の見直しや汚水処理経費の削減に向け検討していく必要がある。

原価計算表

供用開始年月日 (特環・竹富) H9年10月1日
 (農集・波照間) H14年8月1日
 処理区域内人口 (特環・竹富) 309人
 (農集・波照間) 325人
 計算期間 自 R6年4月至R15年3月
 (10年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 11,166	千円 12,180	千円	千円 12,180
受託工事収益	0	0		0
その他の	50	0		0
合計	11,216	12,180	0	12,180

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
人件費	給料	千円 0	千円 0	千円 0
管渠費	諸手当	0	0	0
修繕費	福利費	0	0	0
修繕費	繕費	0	0	0
修繕費	材料費	0	0	0
修繕費	路面復旧費	0	0	0
修繕費	委託料	0	0	0
修繕費	その他	0	0	0
小計		0	0	0
ポンプ場費	人件費	給料	0	0
ポンプ場費	諸手当	0	0	0
ポンプ場費	福利費	0	0	0
修理場費	動力費	0	0	0
修理場費	修繕費	0	0	0
修理場費	材料費	0	0	0
修理場費	薬品費	0	0	0
修理場費	委託料	0	0	0
修理場費	その他	0	0	0
小計		0	0	0
一般管理費	人件費	給料	0	0
一般管理費	諸手当	0	0	0
一般管理費	福利費	0	0	0
一般管理費	流域下水道管理運営費負担金	3,352	0	0
一般管理費	修繕費	0	0	0
一般管理費	材料費	0	0	0
一般管理費	薬品費	0	0	0
一般管理費	委託料	11,725	14,191	0
一般管理費	その他	1,924	0	0
小計		17,001	14,191	0
一括算定料	人件費	給料	8,409	0
一括算定料	諸手当	0	0	0
一括算定料	福利費	0	0	0
一括算定料	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
一括算定料	修繕費	0	0	0
一括算定料	材料費	0	0	0
一括算定料	薬品費	0	0	0
一括算定料	委託料	11,725	14,191	0
一括算定料	その他	1,924	0	0
小計		17,001	14,191	0
資本費	支払利息	1,030	0	0
資本費	減価償却費	0	0	0
企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計		1,030	0	0
合計(Y)		26,440	14,191	0
資産維持費(Z)				0
使用料対象経費(Y)+(Z)				14,191

$$(X) \times ((Y) + (Z)) * 100 = 0.86$$

<使用料水準についての説明>

【現在の使用料水準】

・最近1年間(令和4年度)実績の使用料は約1,100万円、有収水量は約98.00m³であり、使用料単価は114円/m³となる。上表の過去1年間(令和4年度)の支出の合計(Y)より算出した年間の汚水処理原価は270円/m³となり、使用料単価が汚水処理原価を下回る「原価割れ」となっている。

・なお、直近5年間(H30～R4)の使用料の平均は年間約1,150万円、有収水量は年間約95.600m³であり、使用料単価は約120/m³となる。直近5年間の汚水処理原価は約160円/m³であり、過去5年間においても原価割れの状態となっている。

【今後の(投資・財政計画における)使用料水準】

・使用料収入は、将来的(概ね10年後)に汚水処理原価を賄うだけの料金改定を行うものとして算出した。

・料金改定は段階的に行い、当面(概ね5年後まで)は移行期間として現在の料金体系(使用料単価114円/m³)、5年後以降は使用料単価を137円/m³(現在と目標の中間値:(114円+160円)/2)とし、概ね10年後以降は使用料単価160円/m³と想定し、使用量収入を算出した。

・使用料収入は減少傾向にあるが、段階的に料金改定を行い、概ね10年後以降は汚水処理原価を賄えると考えられる。

・なお、具体的な料金改定の時期と料金体系については、令和6年度以降の水量料金の改訂検討と併せて定めるものとする。

1 投資・財政計画上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改革(更新)計画に基づいて算定し、計上するもののため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。